

福祉文教委員会会議録

開閉日時 令和3年10月13日（水） 午前10時00分～午前11時03分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

1番 荒川 義孝、 7番 長谷川広昌、 9番 柳沢 英希、
10番 杉浦 辰夫、 11番 北川 広人、 13番 今原ゆかり、
15番 内藤とし子、 16番 倉田 利奈、
オブザーバー
副議長（3番） 杉浦 康憲

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

2番 神谷 直子、 4番 杉浦 浩一、 5番 岡田 公作、
6番 柴田 耕一、 8番 黒川 美克、 12番 鈴木 勝彦、
14番 小嶋 克文

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
企画部長、総合政策GL、秘書人事GL、ICT推進GL、
福祉部長、健康推進GL、地域福祉GL、介護障がいGL、
福祉まるごと相談GL、
こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL、
文化スポーツG主幹、
学校経営GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

6. 付議事項

- (1) 議案第46号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について
- (2) 議案第47号 令和3年度高浜市一般会計補正予算（第5回）
- (3) 議案第51号 令和3年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）
- (4) 陳情第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情
- (5) 陳情第5号 正規労働者が当たり前、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる社会を求める意見書の提出を求める陳情
- (6) 陳情第6号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情
- (7) 陳情第8号 障害・介護福祉に従事する職員や保育士の人材定着・確保のため職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない障害・介護・保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情
- (8) 陳情第10号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める陳情
- (9) 陳情第11号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情
- (10) 陳情第12号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために高浜市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情
- (11) 陳情第13号 ミャンマー国軍による自国民への弾圧・暴力の即刻停止を日本政府が働きかけるよう求める意見書を高浜市議会から提出することを求める陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る9月30日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案3件、陳情8件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により、会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の荒川義孝委員を指名いたします。

それでは、当局の方から説明を加えることがあればお願いいたします。
説（企画部） 特別ございません。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入りますが、円滑な委員会運営のため総括質疑との重複を避け、発言は議題の範疇を超えないようお願いいたします。

《議 題》

(1) 議案第46号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について
委員長 質疑を行います。

問 (15) 今回の一部改正は、市民からの請求に基づいて記録の訂正を行った場合、どのように変更することになるのか。

条文の整備ということが提案理由に載っていますが、どのように変わるのか教えてください。

答 (ICT推進) まず今回の改正でございますが、1点目としまして、デジタル庁設置法により情報提供記録簿の訂正を実施した場合の通知先が内閣総理大臣に変わったことが1点ございます。これは、デジタル庁の中に情報連携の関係の事務が新たに加わったことによるものでございます。

あとは引用条文の整備についてございますが、二つございまして、今回、改正後の19条第8号につきましては、法律で決まっている情報連携ができる事務の範囲が定まっておるもので、いわゆる法定事務と言われているものの内容でございます。

続きまして、その次の同項の第9号につきましては、高浜市が独自に行う情報連携が可能な事務。これは条例で定めるものになってございますが、これが書かれております。

今回の法律の改正により、これの条文がそれぞれ1個繰り下がったことによりまして、適用する事務の範囲が変わりましたので、整備をさせていただくものでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第46号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第47号 令和3年度高浜市一般会計補正予算(第5回)

委員長 質疑を行います。

問(10) 補正予算書の63ページ、65ページ。まず63ページの保育サービス費の中の保育園管理運営事業。それから65ページの家庭支援費の児童センター事業の中で、5事業についてですけど、これについて新型コロナウイルスの感染対策補助金がおのおの計上されていますが、5月の臨時会で新型コロナウイルス感染対策として、保育園等における備品等の購入における補助金の補正予算が計上されていたと思います。今回はどのような内容の補助金なのかお願いいたします。

答(こども育成) 今回の対象となる費用につきましては、保育園などの施設における新型コロナウイルス感染対策に対する費用でございまして、主に職員が感染対策の徹底を図りながら事業を継続的に提供するために必要な経費を対象とするという国の補助要綱に則したものとなっております。具体的な一例ではございますが、保育士が使用する消耗品として、マスク、エプロン、タオル、手袋や手荒れ防止のハンドクリームなども対象となっておりますし、また施設で使用する消毒液も対象となっております。それを施設規模に応じた補助の上限額の範囲内で購入していただいたものを活用していただきまして、今後とも必要な手当てを随時行いながら、継続的に対策が必要な新型コロナウイルス感染拡大防止につなげていくものでございます。

なお、財源は国及び県の補助と地方創生臨時交付金の活用によりますので市の負担はありません。

委員長 ほかに。

問(9) 主要新規事業のほうで、7点お伺いをしたいんですけども。

まず、ナンバー1のいきいき広場管理運営事業。クッキングスタジオの換気設備設置工事費のところ、今回、有圧換気扇を設置するというふうになっているんですが、この有圧換気扇を設置することで現状の換気扇と比較して、どのぐらい換気レベルが上がるのかっていうそういつ

たものと。あと工事期間中が、入札が10月末ですかね。それから翌年度の1月末ぐらいまでに入札・契約、設置工事ってなってるんですけども、クッキングスタジオの利用者への影響を教えてくださいなというのと。

次、5ページの小学校維持管理事業。PHSの部分ですけども、今回、インターホンが故障してってということなんですが、このPHSってのは、ちょっと僕もよく現物見たことがないんであれなんですけど、学校内だけじゃなくて、他校とのやりとりとかが何か出来たりするのかなということもちょっと知りたいなという。あと維持管理費として、どういったものがかかるのか。例えば、何か通話料みたいなものだとか、基本料金だとか、そういったものだとか。あと更新の周期、どのぐらいもつのかというのがちょっと分かればなと。

それから、6ページの生涯学習施設管理運営事業の女性文化センターの空調設備更新工事費ですが、不具合が判明した時期と、あと9月の今回、補正で上がってきた理由。それから、竣工の平成7年3月からどういった維持管理がなされてきたのかっていうのを教えていただけたらなと思います。

答（地域福祉） いきいき広場の換気扇設備設置工事の件ですが、この工事はクッキングスタジオの西側に並ぶサッシ窓のうち、前側、後側それぞれ1か所ずつの窓を改良して、給気用、排気用の有圧換気扇2基を設置するものであります。

換気扇の能力は1時間当たり3,780立米。室内の約10倍近くの容量の風を送ることが出来、窓は開けなくても常に室内の空気を循環させることができるようになるものです。

それから、利用者の影響ですけど、現場での作業は7日から10日ほどでありますので、予約状況を踏まえ日程を調整すれば、利用者に影響なく実施できるものと考えております。

答（学校経営） 主要新規事業等の概要の5ページ、高取小学校の緊急連絡装置の整備でございますが、まず一つ目。他校とのやりとりという話でございますが、今回の整備、ちょっとそもそもの仕組みを少しだけ

話させていただきますと、緊急時の連絡手段を確保する目的で、PHS端末を全教職員に配布し、学校敷地内で常時携帯するということとなります。

使用方法としては二つあります。一つはPHS端末を内線用の端末として使用する。もう一つは外線電話の子機代わりに使用するというもので、内線として使用する場合には、学校敷地内に限定されますので、同じ学校の教員同士が通話することになり、他校とのやりとりは出来ません。一方、電話の子機代わりとして使用する場合は、NTT回線を通じて他校とつながりますので、やりとりをすることは可能であるというふうに考えております。

2点目の通話料等のランニングコストということですが、学校敷地内において内線として使用する場合は、通話料等のランニングコストは発生いたしません。外線電話の子機代わりとして、NTT回線を通じて外部と通話する場合には、通常の電話機で使用するのと同様な通話料がかかります。

機器等の保守は発生いたしません。

更新周期ということですが、端末自体はちょっと更新周期、本当に携帯電話と同じようなものですので、5年から7年ぐらいかなとは思っておりますが、本体のアンテナとか主装置につきましては、業者によりますと15年ぐらいは使えるということですので、よろしく願いいたします。

答（文化スポーツ） 主要新規事業概要のナンバー4の女性文化センター空調設備更新工事費について、3点御質問いただきました。

まず、不具合が判明した時期と9月補正の理由についてお答えさせていただきますと思いますが、不具合が判明した時期というのは、令和元年度に判明をいたしております。ただその時点で、女性文化センターの設備はもちろんのこと、建物を含めて基礎調査を行う予定をしておりましたので、その基礎調査の結果を見て対応を考えていくということと考えておりました。

基礎調査の結果としまして、躯体には大きな問題はないけれども、空

調機については更新が必要という結果が出たということで、昨年12月補正で、この更新工事に当たっての設計業務の委託の予算を計上させていただきました。このたび、設計業務が完了いたしましたので、更新工事費を計上させていただいたものでございます。

それから竣工以降、どのような維持管理をしてきたのかという御質問でございますけれども、年2回の保守点検を行っております。また、近年は不具合があれば、緊急点検ということを行いまして、部品の修繕で対応して、長く使えるようにということで対応を行ってまいりました。

問（9） 先ほどの学校のPHSですけど、あくまでもだから、これは内線の、敷地内での利用のみという考え方でいいですかね。

答（学校経営） 基本は学校の敷地内での内線ですけども、やはり緊急時には110番だとか119番だとか、そういうところに直接その電話から出ていけるといってもございますので、有効活用していきたい。

委員長 ほかに。

問（16） ではまず歳入についてお聞きいたします。14款2項5目、公立学校情報機器整備費補助金ということで、御説明ではICT技術者の配置ということですが、現在、結局今どこに何人配置をされているのかということを確認したいと思います。

それから15款2項9目の外国人児童生徒日本語教育支援事業費補助金とスクールサポートスタッフ配置事業費補助金についてお聞きします。こちらなんですけど、この間一般質問とかいろいろお聞きしていて、結局スクールサポーターとスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーという、こういう3種類の学校での支援していただく方が見えるかと思うんですけど、その中で、そのスクールサポートスタッフ配置支援事業費というのは、どの方がこれに当てはまるのか、また全ての方に当てはまるのかということと。国のほうからこの間、コロナ禍においてスクールサポーター等の補助金の拡充のほうで、確か通知を昨年度ですかね、何かされてたという記憶があるんですけど、そういった中で各自治体がスクールサポーターの補充とか募集とかをして広げてきたってことを、いろいろ情報として得てる中で、高浜市として今回のこの補助

金、国から国県を通じた補助金について、上限、目いっぱいを使ってそういった支援員の方を、配置されているかという確認と。

それから外国人の児童生徒日本語教育支援の方及びこのスクールサポートスタッフの方、やはりコロナ禍ということと高浜、外国人の生徒さん非常に多いですので、そういった意味で、今の現状でこの支援員の方が足りているかどうかというところの確認もしたいと思います。

それから17款1項2目及び次ページの18款1項1目における50周年記念事業の関係でちょっとお聞きしたいんですけど。50周年記念事業費というのが、結局今回上がってる補正が確か寄附と、それから令和2年度の未充当分ですよってということで御説明いただいているかと思います。50周年事業費ってというのが、結局、今んとこ、いただいている寄附が幾らで、一般会計の繰入れが幾らで、それからほかに確か新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これも充ててるとお思いますので、そういったものが幾らで、結局この50周年事業費ってというのが、今んとこ使った金額も合わせて、これぐらいの使える金額があって、今までこれだけ使って、今後これだけ使うよ。今後の使う金額についても、こう予定があるよっていうところを、教えていただきたいと思います。

まず、歳入について以上、お答えいただきたいと思います。

答（学校経営） 53ページでございますが、公立学校情報機器整備費補助金ということで、ICT支援員はどう配置されているのかということでございますが、現在、市内に4名配置されておまして、1校当たり年間320時間分の割当てをしております。ただし、ここでいうこの整備費の補助金につきましては、ギガスクールサポーターで、プログラミング教育を実施するかそういうお金はちょっと対象にならなくて、ギガスクールに直接関わる支援ということで、例えば、保護者へのヘルプデスクだとか、機器の故障への対応とかデータのアップデートとか、そういうことに対する支援をしていただくものが対象になってございます。

2点目のスクールサポートスタッフの配置事業費の補助金の対象ということでございますが、対象は授業や子供の指導に直接関わらない範囲で、業務の支援等々をいただいている人材ということで、本市の場合は

栄養教諭の未設置校が2校、港小学校と南中学校にありますので、その事務をサポートしていただいているという先生の経費が対象になっております。コロナの関連も、もちろんこの対象になるんですけども、基本的に学校からの要望を基本として、コロナ対策のお金を上げてきておまして、今現在そういった声が上がってきておりませんので、今後また必要に応じて、コロナ関連の配置が必要であれば上げていきたいというふうに考えております。

あと3点目でございますが、外国人児童生徒の人的配置。あとスクールサポートスタッフの、これ数が足りているのかということでございますが、我々としては十分足りているという認識でございます。

答（総合政策） 50周年記念事業の部分でございますが、ちょっと全体の数字はすいません、手元に持ってないんですが、確か、昨年その前ですね、プレでやってたときが大体100万円というような状況でした。昨年度は2,300万円ですかね、今年が予算としては780万というような形になってますので、概ね3,000万程度の全体事業費というような形になっておまして、そのうち、寄附につかましてが大体1,600万程度というような形でございます。地方創生臨時交付金で1,000万程度、地域の魅力磨き上げ事業ということで、昨年度行った鬼滅の刃とのコラボに充ててございます。そのほか、コミュニティセンターの助成金で200万円程度出ておりますので、市の単独経費としましては、200万から300万程度が今、市の単独経費というような形になってございます。

問（16） では引き続き、今度は歳出についてお聞きいたします。

2款1項12目の企画費、みんなでまちづくり事業。こちら補正で上がってきた理由、このタイミングで上がってきた理由と、それから事業内容についてお聞かせください。

それからページが飛んで、先ほどの3款1項2目のいきいきクッキングスタジオの換気扇の話で、ちょっと換気扇のね、先ほどのどれぐらい換気能力があるとかお聞きされていたかと思うんですけど。いきいき広場だけじゃなくて、ほかのところの公民館とかも、こうしたいいわゆる調理スペースがあると思うんですけど、今回いきいき広場に特化してき

れたっていう、何か理由があれば教えていただきたいですし、ほかのところは、今後行っていくのか、もしくはいきいき広場とほかのところはこういうところがね、施設的に違うから、今回いきいき広場になったのかどうか、その辺りの理由及びほかの施設についても分かる範囲で教えていただきたいと思います。

それから3款2項2目で、先ほど消耗品については、細かくこういうところに充てますよということで、マスクとかエプロンとかタオルとか消毒液っていう答弁があったかと思うんですけど、この各事業の感染症対策補助金、この補助金っていうのは、例えば人件費に当てられるのか、どういうところに充ててもいいものなのかっていうところを確認したいと思います。

それから、ページ飛びまして67ページの10款5項2目の先ほどの女性文化センターの空調設備の御説明なんですけど、先ほど文化スポーツグループのリーダーが御説明あったように、基礎調査に基づいてやっていくっていうことはわかってるんですけど、これ公共施設の推進プランを見ると、大規模改修、中規模改修ということで、工事が今回の基礎調査に基づいた工事結果が反映されてるんですけど、これで見ると今回は中規模改修になっていて、これの予算が6,400万円ということで公共施設推進プランのほう上がっているんですね。今回、債務負担行為も含めて、7,200万円かかるっていうことなので、金額のほうが大分上がってるのかなと思うものですから、その辺りの御説明をいただきたいと思います。

答（地域福祉） クッキングスタジオの関連になりますが、クッキングスタジオの、市民又は団体の方、そして学習支援を利用されている子供さんへの昼食支援として、いろんな団体が利用されている。最近利用も増えている状況の中で、マスクを外す食事のときでも、飛沫感染のリスクを軽減するように早期に実施したほうがいいということで、クッキングスタジオを今回実施させていただくものとなります。

答（総合政策） 59ページ、みんなでまちづくり事業の謝礼の増額というところがございますが、例年、まちづくり協議会サミットということで、年3回程度実施予定をしておりました。年度初めと12月、年度末と

いう形で3回を予定しておりました。ただ今年度につきましては、7月末に町内会とまちづくり協議会の役割分担という在り方に関しての勉強会、今回初めて町内会行政連絡会とまちづくり協議会サミットを合同で開催をいたしました。当初、そちらについては予定をしておりませんでしたので、その分1回分まちづくり協議会サミットが増えてしまいましたので、1回分を年度の終わりのほうの分を先に消化をしてしまったので今回増額をさせていただいたというところでございます。

答（こども育成） 63ページの3款に係るコロナウイルス対策の感染症の補助金についての使途ということでございますけれども、こちら国の補助要綱の中におきまして、通常想定してない感染症対策に係る人件費分については、いわゆるかかり増し経費と呼ばれるものですが、そちらについては、対象とすることが可能であるということになっております。

答（文化スポーツ） 補正予算書67ページの女性文化センターの空調設備更新工事についての御質問で、推進プランに載っている金額との差ということでございますけれども、まず推進プランに掲載させていただいてる金額というのは、御質問の中でも触れられておりましたとおり、基礎調査の結果を反映したものであるということでございますが、基礎調査の内容というのは、一つ一つの工事を詳細に設計をして算出したというものではございませんので、今回計上させていただきましたのは、設計に基づいた金額ということで、予算を上げさせていただいたものでございますので、よろしく願いいたします。

問（16） 今の御答弁で、まず、いきいき広場クッキングスタジオのほうは、いろんな方が御利用されてるから早期に実施したほうがいいということで、優先順位をつけてされたのかなっていうふうに捉えてるんですけど、その確認と。ほかのこういった調理施設に関しては、何か話が上がってきてるのか、その辺りの検討事項が分かれば教えてください。

それから、今の女性文化センターのほうなんですけど、詳細な設計が上がってきて、このような金額になったよってことになるよと、設計費用、また別に何か委託をされたということなんですかね、ちょっとその辺り

よくわかりづらかったので、御説明をお願いいたします。

答（地域福祉） 先ほども申し上げたように、子供たちも結構利用されるものですから、できることから始めていこうということで、まずはクッキングスタジオの換気対策を始めていくものになります。ほかの施設については、また必要に応じて随時やることも検討することになるかと思えます。

答（文化スポーツ） 女性文化センターの空調工事の件でございます。設計費はという御質問でございますが、先ほど9番委員の答弁の中でも申し上げましたけれども、設計費につきましては昨年の12月補正予算で計上させていただいて対応しております。よろしく申し上げます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第47号の質疑を打ち切ります。

（3）議案第51号 令和3年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第51号の質疑を打ち切ります。

（4）陳情第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（11） 陳情第2号でございますけれども、賛成の意見として述べさせていただきますと思います。

現在、教育現場は、子供たちを取り巻く教育課題を多く抱えている中、働き方改革によって、教職員の業務改善を進めているとのことでありまして、教育の質の確保が必要であり、教職員の多忙化解消についても課題が残っていると思います。子供たちに、きめ細やかな指導をするためには、定数改善計画の早期策定、実施が必要であると考えております。

また、義務教育費国庫負担制度の堅持と国庫負担率2分の1、復元は、教育の一定水準確保のためには必要だと考えます。自治体の財政事情はそれぞれでありまして、格差が生じて、教育の機会均等とその維持が難しくなる恐れがあります。よって、この陳情には、賛成とさせていただきますと思います。

意（13） 子供たちが全国どこに住んでいても均等に一定水準の教育を受けられることは、大切なことと考えますので、この陳情には、賛成いたします。

意（15） 今、言われたように、子供たちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられるっていうことは、憲法上の要請であります。

しかし、三位一体改革により、義務教育費の国庫負担制度の国庫負担率が2分の1から3分の1に、引下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されています。

ですから、特に地元の小中学校では、新学期などクラス替えがあるときは、先生が足りずに苦勞されておられます。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費の国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう、強く要望するという、この陳情に共産党としては、賛成いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第2号の意見を終了します。

(5) 陳情第5号 正規労働者が当たり前、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる社会を求める意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(10) この陳情5号については、市政クラブを代表して反対の立場で申し上げます。

1に書いてあります、公立学校教員へのですね、1年単位の変形労働時間制を廃止することについてであります、1年単位の変形労働時間制の導入は、各自治体が判断し、条例等を制定した上で導入することとなっており、現段階では本市においては、導入の予定はないとのこと。

また現在、県及び市町村において、教員の働き方改革に関する様々な取組が行われ、業務改善が進んでいるが、その取組の一つの選択肢として、本制度を残しておく余地はあると考え、よって、一律の制度廃止を求めるこの陳情には反対とさせていただきます。

意(13) 高齢者雇用安定法案っていうのは、高齢者から年金や福祉を遠ざけ、働かなければ生活出来ない状況をつくり出していますというふうにありますけれども、この法案は、高齢者に働き続けてほしい社会と、働き続けたい高齢者を結ぶものだと思いますので、この陳情には反対いたします。

意(15) 政府は、全世代型補償への改革とか、多様な働き方を旗印に、さらなる労働法制の流動化を推し進めようとしています。

2019年12月に成立した公立学校における1年単位の変形労働時間制は、学校現場の長時間労働を解消しません。会計年度任用職員についても、均等待遇には程遠い解決になっています。

また、ハラスメントは人権侵害であるにも関わらず、指針の防止措置義務では実効性に乏しく、抜け道が用意されているなど不十分だと言わざるを得ません。

本来、国の成長戦略は、労働者の安定した雇用のもと、1日8時間労働とワークライフバランスがあってこそ、なし遂げられるものです。全ての労働者は、男女がともに安心して働き、産み育てられる社会を求めています。

よって、公立学校教員への1年単位の変形労働時間制は廃止することというこの陳情には、共産党として賛成いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第5号の意見を終了します。

(6) 陳情第6号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(10) この陳情第6号に対しては、反対とします。

陳情の3番目にですね、憲法で定めた国の責任を放棄して、地方自治体に、国の役割を丸投げする道州制を導入しないこととありますが、道州制はですね、決して国の責任を放棄して、地方に丸投げするものではないとの認識をしています。

また、道州制の議論は、国のほうで議論はあるものの、まだその枠組み自体も不透明な状況であり、国が目指す道州制の形が示された段階で、議論することが賢明であると考え、この陳情には反対とします。

意(13) 道州制というのは、地方分権の推進と、国、地方を通じた効率的な行政運営を実現し、地域の自主性を生かした自立的な発展を目指

すものであります。

国の責任を放棄して、地方自治体に国の役割を丸投げするものではありませんので、この陳情に反対いたします。

意（15） この陳情6号ですが、政府は総人件費の抑制を前提とした行政機関の機構・定員管理に関する方針に基づいて、毎年2%以上、5年間で10%以上の定員削減を、現在も進めています。

そのため行政機関の現場では、正規職員を増やすことが出来ずに、代わりに非常勤職員が多く採用され、その数は8万人にも上っています。非常勤職員は、3年で一律公募にかけられるか、雇い止めされる不安定雇用のため、官製ワーキングプアと批判される事態となっており、地域経済にとっても小さくない影響を与えています。

そこで、三つの要望が出てるんですが、この四つの要望とも、提出していただくように出ていますが、全て賛成出来ますので、この陳情には賛成いたします。

委員長 ほかに。

意 見 な し

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第6号の意見を終了します。

（7）陳情第8号 障害・介護福祉に従事する職員や保育士の人材定着・確保のため職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない障害・介護・保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（10） 陳情8号ですけど、これについては、反対であります。記の1、2に対してですけど、このことについては、本陳情において人材定着、また確保のため、規制緩和ではなく、国の定める職員配置基準と報

酬、法定価格について抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引上げを行いとあります。

しかし、人材定着確保については、単に増員や賃金増の仕組みだけで実現できるものではなく、働きやすい労働環境を整えることも重要であり、よって単に、増員や賃金増を求める本陳情には、反対とします。

意（13） この中にですね、未払い残業やまともに休憩や休暇がとれないなどの、労働基準法違反が横行しているとの表現がありますけれども、何を基準にしているのかわかりません。

また記の1に大幅増員とありますけれども、現状では難しいと思いますので、この陳情には反対いたします。

意（15） 陳情8号ですが、新型コロナウイルス感染症は、感染拡大するもとでも、障がいや介護や保育施設などでは、原則開所が要請され、社会的責務が改めて確認されています。

しかし、国が進める社会福祉政策の中で、障がい、介護、保育分野においても、住民の人権保障を支える福祉保育労働者は、苛酷な実態に置かれています。

そこで、一つ、障がい、介護福祉に従事する職員や保育士の人材定着、確保のため、規制緩和ではなく、国の定める職員配置基準と報酬、法定価格について、抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引上げを行い、離職しない障がい、介護、保育現場を実現すること。

二つ目に、働き方改革により、正規、非正規の不合理な待遇格差が、禁止となったことを受け、各事業者が確実に実施できるための財源を、法定価格や報酬で確保することという、この8号の陳情に賛成いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第8号の意見を終了します。

(8) 陳情第10号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(10) この陳情第10号については、反対とします。

記のところにあります1、公立学校に1年単位の変形労働時間制を導入するための条例制定は行わないこと。

2として、教職員の長時間過密労働を解消するための施策を緊急に講じることについてとありますが、1年単位の変形労働時間制はですね、教育職員の業務量の適切な管理等に関する方針で示している、1か月の時間外勤務が45時間以内、年間360時間以内が、達成されている前提で、導入すべきかどうかの判断をするものであり、現段階では制度を導入しても、有効に機能しないと考えています。

ただ、現在本市においてももちろん、県及び県下の市町村は、教員の長時間過密労働解消のための取組を着実に進めています。

本制度については、現時点で導入するか否かを判断するのではなく、こうした取組によって、環境が整った後に検討すべきであり、その余地は残しておくべきと考え、この陳情には反対とします。

意(13) 1年単位の変形労働時間制を導入することは、一層の長時間労働をもたらす、教職員の命と健康を脅かす大問題ですとありますが、1年単位の変形労働時間制というのは、長期休業期間等において、休日を中心して確保することで、教師のリフレッシュの時間を確保し、児童生徒等において、効果的な教育活動を行うことと期待されています。ですので、この陳情に反対いたします。

意(15) 第10号ですが、この陳情が業務の忙しいとか、暇だとかいうのを見込んで、それに合わせて労働時間を配分するものであり、恒常的な労働時間外労働がないことを前提とする制度です。対象期間の勤務日及び勤務時間を30日前に通知し、それを変更することは出来ないとされ

ています。

でも、学校では、恒常的に時間外勤務が行われ、緊急の打合せや子供の指導等が入ることが頻繁にあり、この制度に適していないことは明らかです。

文科省は、休日のまとめ取りを目的とする場合に限り、この制度を導入するとしています。しかし、学校には長期休業中でも、教職員には様々な業務があり、土曜授業の振替や、長期休暇の取得すらままならないのが実態です。休日のまとめ取りを一律に押しつける制度の導入は、働き方改革に逆行します。

また、今、教育行政が行うべきは、感染防止に必要な支援を行うこと。教職員の長時間過密労働を解消するための、実効ある施策を進めること。そのためにも、必要に応じて少人数の編制で授業を行うことができるよう、教職員やスタッフの増員、教室の整備などが必要です。

ということで、この三つの意見書を出してくださいという陳情に、共産党としては、賛成いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第10号の意見を終了します。

(9) 陳情第11号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める
陳情

委員長 意見を求めます。

意(9) 市政クラブとしましては、趣旨採択をお願いいたします。

陳情にあるとおり、令和2年度から年収720万円未満の世帯まで授業料と入学金の無償化が実現をして、必要に応じた措置がとられていると思っております。

また、現在コロナ禍ということで、国の財政状況も、厳しい状況にありますので、さらなる拡充、充実に限界があると思いますので、陳情の趣旨は十分理解出来ますので、趣旨採択という形をとりたいと思っております。

意（13） 国や県の支援も増え、多くの家庭で負担が軽減されていると考えています。趣旨は理解出来ますので、趣旨採択をお願いします。

意（15） 共産党としては、賛成します。

年収910万円未満が無償化され、それ以上の家庭でも、年間12万円の学費で通うことのできる公立高校と比べて、私立高校の約半数の家庭には、依然として大きな学費負担が残されています。

私学も公立と同じ公教育です。学費の公私格差是正、教育の公平は、全ての子供と父母の切実な願いであり、その土台となる国の就学支援金制度の拡充は、ますます重要になっています。ですから、この二つの意見書を出してくださいという、陳情には賛成をいたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第11号の意見を終了します。

（10） 陳情第12号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために高浜市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（9） 先ほどもちょっと述べましたけども、大きく父母負担が改善されたということもあります。

そして、高浜市における私立高等学校の授業料補助金の令和2年度の実績自体が、前年度と比べまして、約58%の減になったと伺っております。

す。陳情では、施設設備費等は無償化の対象にならずとありますけども、公立高校におきましても、空調等にかかる費用は、保護者が負担しているということもあります。

私立高校と公立高校、二つ比べましても、やはり、私立のほうが、施設が非常に充実しているというのと、部活動とかに関しましても、公立よりも非常に力を入れたりという部分もありますので、一定の保護者の方の負担はやむを得ないというふうに考えております。

したがいまして、今後、私立高校生に対する高浜市独自の授業料、助成制度の拡充は必要ないというふうに考えておりますので、この陳情は市政クラブとしては、反対をさせていただきます。

意（13） 本市においては、他市に比べても充実した助成制度になっていると思います。この陳情の趣旨は理解出来ますので、趣旨採択でお願いいたします。

意（15） 陳情第12号ですが、高浜市の私学助成は、令和2年度で見ますと、28人で、40万2,600円です。これが多いか少ないかっていう問題がありますが、この受け取れる方が、非常に少ないというか、これが問題ではないかと思っています。

私学助成については、国はもとより、高校生以下の教育に直接責任を負う、県の役割も重要です。父母負担の公私格差が、抜本的な解決に至っていない実情を踏まえ、全ての子供が親の所得にかかわらず、等しく教育を受ける権利を保障し、学費負担の公私格差を是正するために、市独自の授業料助成制度を拡充してくださいというこの陳情には、日本共産党として賛成いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第12号の意見を終了します。

(11) 陳情第13号 ミャンマー国軍による自国民への弾圧・暴力の即刻停止を日本政府が働きかけるよう求める意見書を高浜市議会から提出することを求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(1) 本陳情につきまして、市政クラブを代表して、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

国に対して、ミャンマーの人たちの命と人権を守るため、国軍に対して、国際社会とともに、毅然としたさらなる強い姿勢で臨み、平和的な事態の打開を求める働きかけをしてくださいとの趣旨の意見書を提出してくださいという陳情でございますが、陳情書に書かれている内容や、テレビ、新聞といったメディアによる報道だけでは、実情を判断することが出来ないこと。

また、本陳情の内容については、国の外交問題であり、国権の最高機関であります国会で議論され、対処されるべき問題であると考えております。

このことから、国に対しての要望は、必要ないと考えますので、この陳情には反対をいたします。

意(13) 日本政府は、ミャンマーとのこれまでの緊密な関係に基づいて、国軍に自制を求めるとあります。日本政府も国軍非難のトーンを強めています。暴力を非難し、アウンサンスーチー国家顧問らの釈放を求める談話の主体を、外務報道官から茂木外相に格上げしております。政府開発援助の新規案件停止も宣言されていると聞いておりますので、現時点では、この陳情には反対いたします。

意(15) 陳情13号ですが、この陳情は、ミャンマー国軍が自国民に対して武器を使用して弾圧を行い、1,000人近い人たちが犠牲になっていることから、また、国軍が、新型コロナウイルス感染症がミャンマー国内でも急速に広がる中で、治療に使う医療用酸素ボンベを奪うなど、自国民の命と健康を危険にさらしている中で、食料の入手が困難になる人も、ミャンマー国内では、300万人を超えると予測されています。

ですから、国軍に対して、国際社会とともに毅然とした、さらなる強い姿勢で臨み、平和的な事態の打開を求めて、全力で働きかけるべきです。ミャンマー人たちの命と人権を守るために、一刻の猶予もありません。日本政府を動かすために、多くの議会で、意見書を上げる必要があります。ぜひ協力をしてくださいという陳情です。ですから、賛成いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第13号の意見を終了します。

以上で本委員会に付託された案件の質疑は終了いたしました。なお、本委員会においては自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

(1) 議案第46号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

(2) 議案第47号 令和3年度高浜市一般会計補正予算（第5回）

挙手全員により原案可決

(3) 議案第51号 令和3年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）

挙手全員により原案可決

委員長 次に陳情第11号及び陳情第12号について、趣旨採択とのご意見がありましたので、採択にあたり趣旨採択を入れていきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、趣旨採択を入れて採決をしていきたいと思
います。

- (4) 陳情第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情

挙手全員により採択

- (5) 陳情第5号 正規労働者が当たり前、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる社会を求める意見書の提出を求める陳情

挙手少数により不採択

- (6) 陳情第6号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情

挙手少数により不採択

- (7) 陳情第8号 障害・介護福祉に従事する職員や保育士の人材定着・確保のため職員配置基準と報酬・公定価格を抜本的に改善し、離職しない障害・介護・保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情

挙手少数により不採択

- (8) 陳情第10号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める陳情

挙手少数により不採択

- (9) 陳情第11号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

挙手多数により趣旨採択

- (10) 陳情第12号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために高浜市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情

挙手少数により不採択

(11) 陳情第13号 ミャンマー国軍による自国民への弾圧・暴力の即刻停止を日本政府が働きかけるよう求める意見書を高浜市議会から提出することを求める陳情

挙手少数により不採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前11時03分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長